

衛生管理者免許試験(第一種・第二種)受験申請書作成の要点

衛生管理者免許試験(第1種・第2種)受験申請書作成についての留意点を申請書から抜粋しましたが、これ以外に申請書の7、8ページおよび13. ①第一種衛生管理者②第二種衛生管理者等参考にして下さい。

1. 受験資格及び添付書類 申請書から一部抜粋、詳細は13. ①第一種衛生管理者②第二種衛生管理者参照

チェック欄	受験資格コード番号	受 験 資 格	添 付 書 類 (下記2. 参照)
	1-1	学校教育法による大学(短期大学含む又は高等専門学校(専修学校・各種学校等は含まれない)を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	①卒業証明書(又は卒業証書の写) ②事業者証明書
	2	学校教育法による高等学校又は中等教育学校(中高一貫教育の学校のこと、中学校ではない)を卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの	
	8	10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者	①事業者証明書

2. 添付書類詳細事項

(1) 卒業証明書	1. 原本に限る(当該校発行のもの)
(2) 卒業証書の写 合格証等の写	1. <u>原本をコピー(縮小可)して裏面あるいは余白に原本と相違ない旨の①事業者、事業者から原本証明が得られないときは、②資格を与えた機関、③近くの労働基準監督署又は長野労働局、④安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センターにおいて</u> <u>本書は原本と相違ないこと</u> <u>年月日</u> <u>事業場名、事業者職名・氏名等、押印等</u> (署名・押印等は申請書の5ページの事業者証明の仕方と同じ) 証明を受ける 2. 外国の学校の卒業証書等の写しの場合は余白に「国名」「学校・学部名」及び「卒業年月」等を日本語訳で記入する 注) 各種専門学校のほとんどは、高等学校の卒業の証明書類を添付する。したがって、労働衛生業務に従事した期間は3年以上必要です
(3) 事業者証明書	1. 申請書9ページの「事業者証明書」に事業者より証明を受ける (経験年数の関係で2箇所以上から証明を受ける場合はコピーして使用する) 申請書の8ページに従って、証明を受けて下さい。特に<u>証明月日が労働衛生に従事した期間より前にならない様にご留意下さい</u> 2. 事業者証明書への事業者職印による押印が不要となり、代わりに問い合わせに備えて電話番号と共に「担当者職氏名」を記入することとなりました。

衛生管理者試験申請の場合、事業者証明が本人確認証明になりますので、本人確認証明する書類(自動車運転免許証の写、健康保険証の写、住民票)の貼付は不要です

3. 氏名に変更のある場合

卒業証書等に記載されている氏名が現在と変わっている場合は、変更の事実が証明できる戸籍抄本等を貼付する

4. 再受験の場合の申請

前回の試験結果通知票あるいは受験票を貼付することにより、受験資格の証明書類の貼付は省略できます

試験結果通知票あるいは受験票の再交付は、前回試験を受けたあるいは申請した関東安全衛生技術センターまたは中部安全衛生技術センターが行いますので直接連絡して下さい。(裏面参照)

5. 試験手数料の振込み

試験手数料(6,800円)は、申請書の3ページ(3)の口の①により払込み等する

6. 写真1枚(サイズ 30mm×24mm)

申請前6ヵ月以内に撮影したものの裏面に、氏名、試験の種類を記載して写真票の所定個所に全面糊付けする(合格すると免許申請に1枚必要になります)

裏面に続く

7. 第二種衛生管理者免許所持者が特例第一種衛生管理者試験を受験する場合

第二種衛生管理者免許証の写〔原本証明（詳細は上記2.（2））を事業者等より受ける〕を貼付し、申請書上部に「特例」と朱書きすることにより、受験資格を証する書類は不要

8. 受験者が事業主等で事業者証明書を本人が証明する場合

本人が証明し、運転免許証の写を貼付する

9. 事業者証明を受ける事業場が倒産等により無くなっている場合

在職時の上司なら1名、同僚なら2名から証明等を受けていただくことになりますが、詳しくは関東安全衛生技術センターへお問い合わせ下さい

※8.の運転免許証の写の貼付あるいは9.については、申請書には記載されていません。問い合わせ等の場合は関東安全衛生技術センター（0436-75-1141）へお願いします

「受験申請書」は、申請書の説明事項と上記事項に留意して記入し、必要な添付書類を所定の位置に**必ず糊付けして**作成し、完全なものをお渡しした封筒に入れ、冊子内の「宛名用紙」を使用し（氏名と受験種類に○をする）7月1日～7月14日消印有効で各地区労働基準協会または、（一社）長野県労働基準協会連合会へ簡易書留郵便で郵送して下さい。

試験会場の要請により、長野県外居住者の受験をお断りする場合があります。

受け付期間中に提出して下さい！**期日が過ぎますと受験できません。**



受験申請書の提出先

労働基準協会等名	郵便番号	所在地	電話番号
（一社）松本労働基準協会	390-0851	松本市大字島内3427-51	0263-40-3600
（一社）長野労働基準協会	380-0918	長野市アークス2-3	026-227-0235
（一社）諏訪労働基準協会	394-0021	岡谷市郷田1-4-11-301	0266-22-2032
（一社）上小労働基準協会	386-0025	上田市天神2-4-55	0268-23-2500
（一社）飯田労働基準協会	395-0063	飯田市羽場町3丁目2-4	0265-22-6246
（一社）中野労働基準協会	383-0013	中野市大字中野1863-1	0269-22-2255
（一社）佐久労働基準協会	384-0017	小諸市三和1-4-7	0267-22-3841
（一社）伊那労働基準協会	396-0015	伊那市中央5083-1	0265-76-6666
（一社）更埴労働基準協会	388-8007	長野市篠ノ井布施高田96	026-292-0400
（一社）大町労働基準協会	398-0002	大町市大町6713-3	0261-22-0774
（一社）長野県労働基準協会連合	380-0918	長野市アークス2-3	026-223-0280

受験票及び試験結果通知書再交付等連絡先

関東安全衛生技術センター
（長野地区出張特別試験実施機関）

〒290-0011 千葉県市原市能満2089

0436-75-1141

中部安全衛生技術センター

〒477-0032 愛知県東海市加木屋町

丑寅海戸51-5

0562-33-1161